

## 令和8年度 海外展開支援事業 募集要項

### 1 事業目的

さっぽろ産業振興財団（以下「当財団」という。）では、国内市場の縮小や海外の需要拡大、サービスのグローバル化等のビジネス環境の変化を踏まえ、海外からの需要獲得策推進のため、札幌市内企業が海外に事業を展開する取組を支援いたします。

### 2 事業内容

本事業では、海外ビジネス支援プラットフォーム「Digima～出島～」と提携し、海外展開に必要な専門家を活用して、海外展開に関するアドバイスからアクションプランの作成・実行支援、海外企業へのヒアリングや商談支援など、以下の支援を無料で行います。

### 3 本事業での対象国及び対象業種

#### (1) 対象国

全世界

#### (2) 対象業種

全業種

### 4 本事業での支援内容

#### (1) コンシェルジュによる海外展開に関する相談対応

海外ビジネスに詳しいコンシェルジュ（受託事業者：株式会社 Resorz）が、海外展開についての相談をお受けします。

また、支援を行う専門家との適切なマッチングを行うためのヒアリングを行います。

以下(2)の支援を希望される場合も、海外展開コンシェルジュへのご相談が必要となりますので、ご注意ください。

#### (2) 専門家による海外展開支援（留意事項は別紙 1 を参照）

支援を受けるための利用要件を満たし、所定の手続きを経て利用が認められた場合、海外ビジネス支援プラットフォーム「Digima～出島～」の専門家により、以下の支援を受けることが可能です。利用手続きについては、「6 利用手続き」をご確認ください。

#### ア アクションプラン支援

海外展開に向けたアクションプランの策定と実行のために必要な助言や情報提供等、専門家が伴走型で支援を行います。専門家による支援期間は約 4 か月間を上限とします。

#### イ 海外企業へのヒアリング調査

海外市場のニーズ把握を目的とした海外企業へのヒアリング調査が実施できるよう、専門家がアポイントの獲得に向けた調整等の支援を行います。

アポイントが取得できた場合、海外企業との面談は利用企業が行いますが、ご希望により以下の支援をご利用いただけます。

- ・資料（提案書、営業資料等）翻訳
- ・ヒアリング時の通訳
- ・専門家のヒアリング同席

※専門家による支援期間は約3か月間を上限とします。

※オンラインでの調査を想定した支援です

※利用企業と相談のうえ、海外企業のアポイント調整先を決定いたします。ただし、海外企業とのアポイントが必ず取得できることをお約束するものではありませんので、ご注意ください。

## ウ 海外企業との商談支援

### 【商談支援】

海外企業との商談が実施できるよう、専門家が商談先候補のリストアップおよび、アポイントの獲得に向けた調整等の支援を行います。

### 【商談フォローアップ支援】

上記商談支援を利用したことがある企業で、かつ当該商談先から継続した商談の打診のある企業を対象に、海外企業との接点創出後における販売機会損失を防ぐため、商談成約に向けた営業代行を行います。商談先候補のリストアップおよび、アポイントの獲得に向けた支援も継続して行います。

両支援は、アポイントが取得できた場合、海外企業との商談は企業が行いますが、ご希望により、以下の支援をご利用いただけます。

- ・資料（提案書、営業資料等）翻訳
- ・商談時の通訳
- ・専門家の商談同席

※専門家による支援期間は約3か月間を上限とします。

※オンラインでの商談を想定した支援です

※利用企業と相談のうえ、海外企業のアポイント調整先を決定いたします。ただし、海外企業とのアポイントが必ず取得できることをお約束するものではありませんので、ご注意ください。

## エ スポット型相談

海外展開に関する様々な課題について、専門家から面談等により必要なアドバイスを受けることができます。専門家との面談（1回につき3時間まで）は3回を上限とし、専門家による支援期間は約3か月間を上限とします。

## 5 利用要件

### (1) 利用対象者

本事業に申請できる事業者は、下記アからキの全ての要件を満たす中小企業※1とします。

ア 札幌市内に本社(本所)を有する、または北海道内に本社を有し、かつ札幌市内に支店等の拠点の有すること

イ 海外展開に向けた取組実績または意欲があり、実施に必要な経営資源（資金・人員・環境・目的意識等）が整っている、もしくは整う見通しまたは意思があること

ウ 支援期間中及び支援期間終了後、当財団が実施する調査に回答すること

エ 市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと

- オ 反社会的勢力※2との関係を有していないこと
- カ 専門家を指定した申込など、既に商談を進めているコンサルタント等から営業目的での斡旋を受けていないこと
- キ その他、理事長が不相当と認めるものでないこと

※注1 中小企業とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する企業（個人事業主を含む。なお、開業している者に限る。）に該当するものをいう。ただし、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は、資本金 3 億円以下または従業員 900 人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、旅館業は、資本金 5 千万円以下または従業員 200 人以下を中小企業とする。

※注2 反社会勢力とは、以下のもの。

- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下同じ。))
- 暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者）

ただし、「4(2)ウ 商談フォローアップ支援」に申請できる企業は、上記要件を満たしており、当財団がこれまでに実施した海外展開支援事業において海外企業との商談支援を利用した実績を有し、かつ当該商談先から継続的な打診がある企業とします。

## (2) 事業実施期間

令和 9 年 2 月 26 日まで

※ 専門家による支援利用決定後、支援期間を設定しますが、最終の支援完了日は令和 9 年 2 月 26 日（金）までとします（利用報告等の提出を含む）。

## 6 利用手続き

本事業の利用を希望する際は、以下(1)、(2)の手続きが必要です。

### (1) 利用の流れ

#### ① 利用申込み（下図①）

ホームページの利用申込フォームより、必要情報を入力しお申込みください。

※本事業への利用申込前に支援内容に関するご説明をご希望の場合は、事前相談も可能です。

#### ② コンシェルジュ相談（下図②）

海外展開コンシェルジュが海外展開に関するご相談をお受けいたします。また、専門家とのマッチングに向けたヒアリングを行います。

#### ③ 審査（下図③）

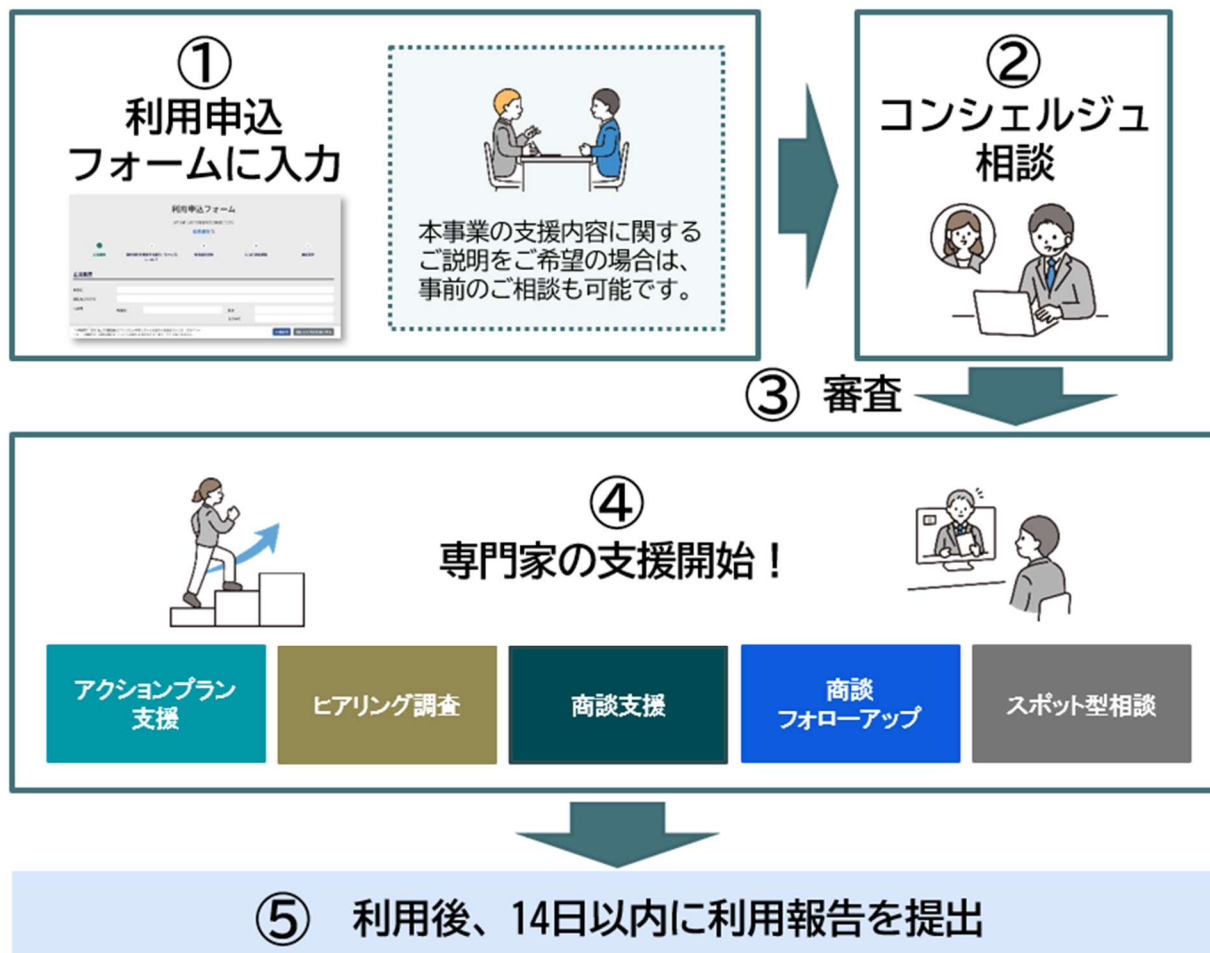
利用申込みの内容等を審査したうえで、当財団にて利用可否を決定します。併せて、支援内容及び対応する専門家についても、当財団にて決定いたします。申込時のご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

#### ④ 専門家の支援（下図④）

支援決定後は、専門家が海外展開に関する具体的な支援を行います。

⑤ 利用報告の提出（下図⑤）

支援のご利用後、14日以内に利用報告をご提出いただきます。



(2) 提出書類

専門家による支援の利用を希望される場合は、利用申込フォームに必要事項を記入のうえ、当財団へ申請ください。

「海外企業へのヒアリング調査」又は「海外企業との商談支援」「海外企業との商談フォローアップ支援」を希望する場合は、直近2期分の決算報告書※の提出も必要となりますので、利用申込フォーム記入時に併せてご提出ください。

※表紙、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び管理費内訳書、株主資本変動計算書及び利益処分案、注記表の写し

※個人の場合は、確定申告書2年分

(3) 申込受付期間

令和8年5月11日～

※予算に限りがあるため、上限に達した場合は年度の途中でも申込の受付を終了する場合があります。

## 7 注意事項

- (1) 本事業を通してご提供いただいた情報は、審査を含む本事業の実施に利用します。また、当財団が申請事業者の企業活動に有効であると判断する情報提供を行うことがありますので、ご了承ください。なお、申請書類の返却はいたしません。
- (2) 専門家による支援内容については、企業個々の状況等を踏まえて審査にて決定いたします。希望に沿えない場合があることを予めご了承ください。また、審査内容は開示いたしません。
- (3) 専門家による支援の利用決定後（以下「利用決定後」という。）は、当財団、海外展開コンシェルジュ及び専門家と連携しながら海外展開に取り組んでいただきます。当財団、海外展開コンシェルジュ及び専門家からの問い合わせや連絡等には速やかに対応ください。
- (4) 本事業の利用を辞退する場合は、当財団からの利用決定通知前にお知らせください。原則、専門家との面談後の辞退はできませんので、ご注意ください。
- (5) コンシェルジュ及び専門家の助言内容に基づいたものであっても、利用企業が行う経営活動の結果については当財団、コンシェルジュ及び専門家は一切責任を負いかねますのでご了承ください。また、本事業の適切な遂行を確保するため、海外展開コンシェルジュ及び専門家との面談には当財団職員が同行できるものとし、当該支援を受ける中小企業者及び専門家等はこれを拒むことはできません。
- (6) 事業終了後、海外展開における売上高等の事業成果について当財団がアンケート等の調査を実施することがありますので、ご対応ください。
- (7) 本事業において、事業成果（申請者名、事業名、事業概要等）は公表を原則としており、知的財産戦略等の支障がある場合を除き、当財団及び札幌市のホームページ等で公表させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、当財団や札幌市が実施するセミナー等で事例発表をお願いする場合がありますので、ご協力ください。
- (8) 利用企業が下記の各項目のいずれかに該当する場合は、支援を取り消す場合があります。
  - ア 本事業の活用において、虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。
  - イ 法令若しくは本募集要項に記載した条件に違反したとき。
  - ウ 本事業を活用し、海外展開を行う意欲が全くないと当財団が判断したとき。
  - エ 当財団や専門家の助言または指導に反する行為を繰り返したとき、又はその疑いが生じたとき。
  - オ 利用企業の業務が多忙で、本事業による支援が進まず、支援の継続が不相当であると当財団が判断したとき。
  - カ 前各項目のほか、特に当財団理事長が本事業の利用は不相当と認めたとき。
- (9) この要項に定めのない事項は、別途当財団理事長が定めます。

## 8 問い合わせ先

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 海外支援課

〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 番 1 号 札幌市産業振興センター

電話:011-817-8911 (平日 9:00~12:00、13:00~17:00)